

公式令（明治四十年勅令第六号）

◎改正の履歴（日付は官報登載日）

大正十年（四月二十六日） 勅令第四百十五号（公布日に施行）

昭和十五年（十二月二十八日） 勅令第九百二十二号（公布日に施行。ただし、支那事変行賞に係る勲記については

昭和十五年四月二十九日以後の日付のものに改正を適用する。）

昭和二十年（十一月二十九日） 勅令第六百六十四号（公布日に施行）

昭和二十一年（四月一日） 勅令第九百九十三号（公布日に施行）

◎廃止

昭和二十二年（五月三日） 政令第四号（公布日に施行）

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ公式令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十年一月三十一日〔官報登載は二月一日〕

内閣総理大臣	侯爵西園寺公望
陸軍大臣	寺内正毅
農商務大臣	松岡康毅
海軍大臣	齋藤実
大蔵大臣	法学博士阪谷芳郎
通信大臣	山県伊三郎
司法大臣	松田正久
内務大臣	原敬
文部大臣	牧野伸顯
外務大臣	子爵林董

勅令第六号

公式令

第一条 皇室ノ大事ヲ宣詔シ及大権ノ施行ニ関スル勅旨ヲ宣詔スルハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外詔書ヲ以テス

② 詔書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ大事ニ関スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ内閣総理大臣ト俱ニ之ニ副署ス其ノ大権ノ施行ニ関スルモノニハ内閣総理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第二条 文書ニ由リ発スル勅旨ニシテ宣詔セサルモノハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外勅書ヲ以テス

② 勅書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ事務ニ関スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス其ノ國務大臣ノ職務ニ関スルモノニハ内閣総理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

第三条 帝国憲法ノ改正ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

② 前項ノ上諭ニハ枢密顧問ノ諮詢及帝国憲法第七十三条ニ依ル帝国議會ノ議決ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣総理大臣年月日ヲ記入シ他ノ國務各大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第四条 皇室典範ノ改正ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

② 前項ノ上諭ニハ皇族會議及枢密顧問ノ諮詢ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ國務各大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第五条 皇室典範ニ基ツク諸規則、宮内官制其ノ他皇室ノ事務ニ関シ勅定ヲ經タル規程ニシテ發表ヲ要スルモノハ皇室令トシ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

② 前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス國務大臣ノ職務ニ関連スル皇室令ノ上諭ニハ内閣総理大臣又ハ内閣総理大臣及主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

③ 皇族會議及枢密顧問又ハ其ノ一方ノ諮詢ヲ經タル皇室令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス

第六条 法律ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

② 前項ノ上諭ニハ帝国議會ノ協賛ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣総理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ

國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

③ 枢密顧問ノ諮詢ヲ經タル法律ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス
第七条 勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

② 前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

③ 枢密顧問ノ諮詢ヲ經タル勅令及貴族院ノ諮詢又ハ議決ヲ經タル勅令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載シ帝國憲法第八条第一項又ハ第七十条第一項ニ依リ発スル勅令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス

④ 帝國議會ニ於テ帝國憲法第八条第一項ノ勅令ヲ承諾セサル場合ニ於テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スル勅令ノ上諭ニハ同条第二項ニ依ル旨ヲ記載ス

第八条 國際條約ヲ發表スルトキハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

② 前項ノ上諭ニハ枢密顧問ノ諮詢ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第九条 予算及予算外國庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スノ件ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

② 前項ノ上諭ニハ帝國議會ノ協賛ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第十条 閣令ニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ署名ス

② 省令ニハ各省大臣年月日ヲ記入シ之ニ署名ス

③ 宮内省令ニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ署名ス

第十一条 皇室令、勅令、閣令及省令ハ別段ノ施行時期アル場合ノ外公布ノ日ヨリ起算シ滿二十日ヲ經テ之ヲ施行ス

第十二条 前数条ノ公文ヲ公布スルハ官報ヲ以テス

第十三条 國書其ノ他外交上ノ親書、條約批准書、全權委任狀、外國派遣官吏委任狀、名譽領事委任狀及外國領事認可狀ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ主任ノ國務大臣之ニ副署ス外務大臣ニ授クル全權委任狀ニハ内閣總理大臣之ニ副署ス

第十四条 親任式ヲ以テ任スル官ノ官記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

② 内閣總理大臣ヲ任スルノ官記ニハ他ノ國務大臣又ハ内大臣、宮内大臣ヲ任スルノ官記ニハ内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

【昭和二十年勅令第六百六十四号による改正後の第十四条②】

② 内閣總理大臣ヲ任スルノ官記ニハ他ノ國務大臣、宮内大臣ヲ任スルノ官記ニハ侍從長年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

③ 前二項ニ依ルモノノ外勅任官ノ官記ニハ御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

【昭和二十一年勅令第九十三号による改正後の第十四条③】

③ 一級官ノ官記及一級ニ叙スルノ級記ニハ御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス一等宮内官ノ官記及一等ニ叙スルノ等記ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

④ 奏任官ノ官記ニハ内閣ノ印ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス宮内官ニ付テハ宮内省ノ印ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス

【昭和二十一年勅令第九十三号による改正後の第十四条④】

④ 二級官ノ官記及二級ニ叙スルノ級記ニハ内閣ノ印ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス二等宮内官ノ官記及二等ニ叙スルノ等記ニ付テハ宮内省ノ印ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス

第十五条 親任式ヲ以テ任シタル官ヲ免スルノ辞令書ニハ御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

② 内閣總理大臣ヲ免スルノ辞令書ニハ他ノ國務大臣又ハ内大臣、宮内大臣ヲ免スルノ辞令書ニハ内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

【昭和二十年勅令第六百六十四号による改正後の第十五条②】

② 内閣總理大臣ヲ免スルノ辞令書ニハ他ノ國務大臣、宮内大臣ヲ免スルノ辞令書ニハ侍從長年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

③ 前二項ニ依ルモノノ外勅任官ヲ免スルノ辞令書ニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

【昭和二十一年勅令第九十三号による改正後の第十五条③】

③ 一級官ヲ免スルノ辞令書ニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス一等宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

④ 奏任官ヲ免スルノ辞令書ニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス

【昭和二十一年勅令第九十三号による改正後の第十五条④】

④ 二級官ヲ免スルノ辞令書ニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス二等宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス

第十六条 爵記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

第十七条 一位ノ位記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

② 二位以下四位以上ノ位記ニハ御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

③ 五位以下ノ位記ニハ宮内省ノ印ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス

第十八条 爵位ノ返上ヲ命シ又ハ允許スルノ辞令書ニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

第十九条 勳三等功五級以上ノ勳記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ勳四等功六級以下ノ勳記ニハ御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣旨ヲ奉シ賞

勳局總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ之ニ署名セシム

【大正十年勅令第四百十五号による改正後の第十九条①】

第十九条 勳二等功三級以上ノ勳記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ勳三等功四級以下ノ勳記ニハ御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣旨ヲ奉シ賞

勳局總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ之ニ署名セシム

【昭和十五年勅令第九百二十二号による改正後の第十九条①】

第十九条 勳一等功二級以上ノ勳記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ勳二等功三級以下ノ勳記ニハ御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣旨ヲ奉シ賞

勳局總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ之ニ署名セシム

② 勳記ニハ勳章ノ種別ニ從ヒ号数ヲ附シ簿冊ニ記入スル旨ヲ附記シ賞勳局ノ印ヲ鈐シ賞勳局書記官之ニ署名ス

【昭和二十一年勅令第九十三号による改正後の第十九条②】

② 勳記ニハ勳章ノ種別ニ從ヒ号数ヲ附シ簿冊ニ記入スル旨ヲ附記シ賞勳局ノ印ヲ鈐シ賞勳局總裁ノ指定スル賞勳局事務官之

ニ署名ス

第二十条 記章ノ証状並外國勳章及記章ノ佩用免許ノ証状ニハ内閣總理大臣旨ヲ奉シ賞勳局總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ賞勳局

ノ印ヲ鈐シ之ニ署名セシム

② 証状ニハ其ノ種別ニ從ヒ号数ヲ附シ簿冊ニ記入スル旨ヲ附記シ賞勳局ノ印ヲ鈐シ賞勳局書記官之ニ署名ス

【昭和二十一年勅令第九十三号による改正後の第二十条②】

② 証状ニハ其ノ種別ニ從ヒ号数ヲ附シ簿冊ニ記入スル旨ヲ附記シ賞勳局ノ印ヲ鈐シ賞勳局總裁ノ指定スル賞勳局事務官之

署名ス

第二十一条 勳章及記章並外國勳章及記章ノ佩用免許ノ証状ヲ奪スルノ辞令書ニハ内閣總理大臣旨ヲ奉シ賞勳局總裁ヲシテ年

月日ヲ記入シ之ニ署名セシム

附 則

① 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

② 公公式ハ之ヲ廃止ス